

東京都交通局担当部長、健康管理参事医及び担当課長の設置等に関する要綱

22交総第396号
一部改正 平成28年3月31日
27交総第1483号
一部改正 平成29年2月9日
28交総第1171号

東京都交通局組織規程（昭和37年規程第33号）第4条第3項の規定に基づき、次のとおり局に担当部長及び健康管理参事医を、部に担当課長を置く。ただし、業務上の必要が認められる場合には、交通局長は、このほかに置くことができる。

企画担当部長

- 一 局事業に係る基本計画に関する事。
- 二 経営の重要施策に関する事。

技術調整担当部長

- 一 車両及び電気施設保守に係る基本計画に関する事。
- 二 車両及び電気施設に係る技術調整に関する事。

健康管理参事医

- 一 職員の健康管理に関する事。

総務部

情報システム担当課長

- 一 局事業の情報化施策の企画、推進及び総合調整に関する事。
- 二 情報システムに関する事。

技術調整担当課長

- 一 局事業に係る技術の調査、開発及び総合調整（建設工務部計画改良課に属するものを除く。）に関する事。
- 二 地下高速電車の新線に係る基本計画に関する事（建設工務部計画改良課に属するものを除く。）。

経営管理担当課長

- 一 職員定数に関する事。
- 二 局の機構に関する事。
- 三 業務の監察指導に関する事。
- 四 監査に関する事。
- 五 行政評価に関する事。
- 六 事務の改善に関する事。

サービス推進担当課長

- 一 サービス推進に関する事。

職員部

人材育成・サービス指導担当課長

- 一 職員の分限、懲戒、表彰及びサービスに関する事。
- 二 職員のサービスの監察指導に関する事。
- 三 職員の教育、訓練及び研修に関する事。

電車部

事業改善担当課長

一 地下高速電車事業の事業改善に関する事。

ICカード担当課長

一 ICカード関連施策に関する事。

自動車部

事業改善担当課長

一 自動車事業の事業改善に関する事。

車両電気部

発電担当課長

一 電気事業に関する事。

附 則（22交総第396号）

1 この要綱は平成22年7月16日から施行する。

2 参事、健康管理参事医及び副参事の設置等に関する要綱（2交総第470号）は廃止する。

附 則（27交総第1483号）

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則（28交総第1171号）

この要綱は平成29年4月1日から施行する。